平成２４年（フ）第１５０６５号
東京都港区三田５丁目12―３
債務者　石塚　　彰
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０６６号
東京都世田谷区八幡山３丁目24―33　第17島田マンション102
債務者　小川　計子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０６７号
東京都墨田区錦糸４丁目16―３―101
債務者　飯塚みち子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０６８号
東京都大田区東嶺町８－７
債務者　百武　弘信
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０７４号
東京都町田市小川1724―１―301
債務者　星野　行雄
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０７５号
東京都町田市小川1724―１―301
債務者　星野　淑子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０７６号
神奈川県横浜市青葉区市ケ尾町1152―15―405
債務者　井上　雅文
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０７７号
東京都大田区東六郷１丁目11―22―806
債務者　米盛　純子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０８３号
東京都足立区梅田１丁目18―６―103
債務者　臼井みね子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０８８号
東京都墨田区錦糸４丁目２―14―301
債務者　名取　　巌
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０８９号
東京都板橋区弥生町66―12―202
債務者　藤澤　　明
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０９０号
千葉県千葉市美浜区高洲２丁目２番14棟508号
債務者　松本　　健
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０９１号
東京都台東区下谷１丁目８－９
債務者　浅野　　武
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０９４号
東京都調布市深大寺東町１丁目35―８　ドミールⅡ101
債務者　松尾　雄一
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０９８号
埼玉県さいたま市中央区鈴谷３丁目３―33―206
債務者　綿貫　哲也
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部